

要綱等の改正

資料3
平成26年(2014年)12月16日
第2回札幌市健康づくり推進協議会

条例設置前

札幌市健康づくり推進協議会設置要綱

- ・ 協議会の設置根拠
- ・ 所掌事務
- ・ 定数
- ・ 組織
- ・ 運営
- ・ 札幌圏域・地域職域連携推進連絡会
札幌部会の設置
- ・ 部会の設置について
- ・ その他

札幌圏域・地域職域連携推進連絡会 札幌部会要領

- ・ 部会長の任命
- ・ 目的
- ・ 活動内容
- ・ 関係機関

条例設置後

札幌市附属機関設置条例

- ・ 協議会の設置根拠
- ・ 所掌事務
- ・ 定数

札幌市健康づくり推進協議会規則

- ・ 組織
- ・ 運営
- ・ 札幌圏域・地域職域連携推進連絡会
札幌部会の設置及び部会長の任命
- ・ 部会の設置について

札幌市健康づくり推進協議会要綱

- ・ 協議事項
- ・ 委員に委嘱する者について

札幌圏域・地域職域連携推進連絡会 札幌部会要領

- ・ 目的
- ・ 活動内容
- ・ 関係機関

要綱等の改正

新旧対照表<札幌市健康づくり推進協議会設置要綱>

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>札幌市健康づくり推進協議会設置要綱 (平成15年2月19日保健福祉局長決裁) <u>(平成24年9月18日一部改正)</u> <u>(平成26年7月1日一部改正)</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき定める札幌市健康づくり基本計画(以下「計画」という。)</u>の策定、推進、評価等を行うために設置する札幌市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(協議事項) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>計画</u>の策定、推進及び評価に関すること。</p> <p>(2) 計画の普及啓発に関すること。 (3) 地域保健・職域保健の連携推進に関すること。 (4) その他札幌市の健康づくり施策に関すること。</p> <p>(委員等) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者 <u>40名以内をもって構成</u>する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 保健医療関係団体の代表者</p> | <p>札幌市健康づくり推進協議会要綱 (平成15年2月19日保健福祉局長決裁)</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、<u>札幌市健康づくり推進協議会規則(平成26年規則第60号。以下「規則」という。)</u>第7条の規定に基づき、<u>札幌市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(協議事項) 第2条 協議会は、<u>次の各号</u>に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき定める札幌市健康づくり基本計画(以下「計画」という。)</u>の策定、推進及び評価に関すること。 (2) 計画の普及啓発に関すること。 (3) 地域保健・職域保健の連携推進に関すること。 (4) その他札幌市の健康づくり施策に関すること。</p> <p>(委員等) 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者 <u>のうちから委嘱し、又は任命するものとする。</u></p> <p>(1) 学識経験者 (2) 保健医療関係団体の代表者</p> | <p>・設置根拠は条例 ・下の附則に統合</p> <p>・設置根拠は条例 ・規則から</p> <p>・文言整理 ・文言整理</p> <p>・条例に規定有 ・文言整理</p> |

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|--|---|---|
| <p>(3) 健康保険団体の代表者 (4) 職域保健関係団体の代表者 (5) 教育関係団体の代表者 (6) 市民団体の代表者 (7) 地域の代表者 (8) その他計画の推進に必要と認める者</p> <p>2 委員は公募によることができる。</p> <p><u>3 委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。</u></p> <p><u>4 委員の任期は2年とする。ただし、補充による場合の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>(会長及び副会長)</u></p> <p><u>第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。</u></p> <p><u>2 会長及び副会長は、互選により決定する。</u></p> <p><u>3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。</u></p> <p><u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(会議)</u></p> <p><u>第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p><u>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p><u>3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。</u></p> | <p>(3) 健康保険団体の代表者 (4) 職域保健関係団体の代表者 (5) 教育関係団体の代表者 (6) 市民団体の代表者 (7) 地域の代表者 (8) その他計画の推進に必要と認める者</p> <p>2 <u>前項の規定に関わらず、委員は公募により応募したもののうちから委嘱し、又は任命することができる。</u></p> | <p>・ 文言整理</p> <p>・ 条例に規定有</p> <p>・ 現行第4条から第7条まで、条例、規則に規定有</p> |

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|---|-----|-----|
| <p><u>4 会議は公開とする。ただし、会長が非公開とすることが 適当と認めるときは、出席委員の過半数の同意により非公 開とすることができる。</u></p> <p><u>(意見の聴取)</u></p> <p><u>第6条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出 席を認めることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により出席を認められた者は、会議において 意見を述べるができる。</u></p> <p><u>(部会)</u></p> <p><u>第7条 協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。</u></p> <p><u>2 部会の委員は、協議会の委員のうちから会長がこれを指 名する。ただし、協議会が必要と認めるときは、協議会の 委員以外の者から指名することができる。</u></p> <p><u>3 部会に部会長及び副部会長各 1 名を置き、当該部会に属 する委員の互選によりこれを定める。</u></p> <p><u>4 部会長は、その部会の会務を総括する。</u></p> <p><u>5 部会に属する委員の任期は協議会の委員の任期に準ず る。ただし、第2項ただし書きの規定により選任された部 会の委員の任期は、当該部会の審議が終了するまでの間と する。</u></p> <p><u>6 第2項ただし書きの規定により選任された部会の委員の うち、部会長が指名する者を、協議会の委員に任命するこ とができる。ただし、任期は、当該部会の審議が終了する までの間とする。</u></p> | | |

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|---|--|--|
| <p>(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)</p> <p>第8条 <u>協議会は、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会(以下「連絡会」という。)を設置する。</u></p> <p><u>2 連絡会の運営方針及び委員の構成等</u>については、別に定める。</p> <p><u>(謝礼)</u></p> <p>第9条 <u>協議会又は部会の会議に出席した委員に対して、札幌市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)別表中「その他の附属機関の委員」に定める報酬日額を支給する。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第11条 <u>この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が定める。</u></p> <p>附 則 この要綱は、平成15年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年12月7日から施行する。</p> | <p>(札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会)</p> <p>第4条 <u>この要綱に定めるもののほか、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会に関し必要な事項</u>については、別に定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、保健福祉局保健所健康企画課において行う。</p> <p>附 則 この要綱は、平成15年2月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成21年12月7日から施行する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・規則に規定有 ・条例に規定有 ・字句整理 ・条例に規定有 |

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|---|---|----------------|
| <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。</p> <p>2 (仮称) 札幌市健康づくり基本計画策定委員会設置要綱 (平成 13 年 3 月 12 日保健福祉局長決裁) は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p> | <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 24 年 9 月 18 日から施行する。</p> <p>2 (仮称) 札幌市健康づくり基本計画策定委員会設置要綱 (平成 13 年 3 月 12 日保健福祉局長決裁) は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成 年 月 日から施行する。</u></p> | <p>・ 改正のため</p> |

要綱等の改正

新旧対照表<札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領>

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|--|--|--|
| <p>札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領 平成19年8月16日制定 平成21年12月7日一部改定(平成21年11月18日から適用) 平成26年7月1日一部改正</p> <p><u>1 目的</u> 市民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。 地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有や保健事業の共同実施、<u>さらに</u>健康づくりに関する社会資源の相互活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、生活習慣病予防対策を推進するため、<u>札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「札幌部会」という。）</u>を設置する。</p> | <p>札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領 平成19年8月16日制定 平成21年12月7日一部改定(平成21年11月18日から適用) 平成26年7月1日一部改正 <u>平成26年 月 日一部改正</u></p> <p><u>1 趣旨</u> <u>この要領は、札幌市健康づくり推進協議会要綱第4条の規定に基づき、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「札幌部会」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>2 目的</u> 市民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。 地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施<u>及び</u>健康づくりに関する社会資源の相互活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、<u>並びに</u>生活習慣病予防対策を推進するため、<u>札幌部会</u>を設置する。</p> | <p>・ 改正のため</p> <p>・ 要領の趣旨を説明</p> <p>・ 文言整理</p> |

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|--|--|-----------------------------|
| <p><u>2 部会長及び委員の選任等</u></p> <p>(1) <u>札幌部会は、札幌市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）設置要綱第8条に基づき設置する部会とする。</u></p> <p>(2) <u>札幌部会の部会長は、協議会会長が兼任するものとする。</u></p> <p>(3) <u>札幌部会の委員は、原則として、協議会委員のうちから、下記4の関係機関に属する委員を協議会会長が選任するものとする。ただし、必要があるときは、協議会委員以外の者から選任することができるものとする。</u></p> <p>(4) <u>札幌部会の委員の任期は、協議会委員の任期によるものとする。</u></p> <p>3 活動内容</p> <p>(1) 会議の開催 札幌部会の会議は、<u>原則として、協議会と同時に開催することとする。</u>ただし、必要に応じて、協議会とは別途開催することができる<u>ものとする。</u></p> <p>(2) 情報の提供 ア 地域保健及び職域保健双方の保健事業<u>に係る</u>情報共有により、保健事業の相互活用を推進 イ 保健事業に関する普及啓発<u>の</u>推進</p> <p>(3) 課題の検討 地域・職域連携により、地域特性を踏まえた健康課題について検討</p> <p>(4) 保健活動 ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事</p> | <p>3 活動内容</p> <p>(1) 会議の開催 札幌部会の会議は、<u>札幌市健康づくり推進協議会</u>と同時に開催する。ただし、必要に応じて、<u>札幌市健康づくり推進協議会</u>とは別途開催することができる。</p> <p>(2) 情報の提供 ア 地域保健及び職域保健双方の保健事業<u>の</u>情報共有により、保健事業の相互活用を推進<u>する。</u> イ 保健事業に関する普及啓発<u>活動を推進する。</u></p> <p>(3) 課題の検討 地域・職域連携により、地域特性を踏まえた健康課題について検討<u>する。</u></p> <p>(4) 保健活動 ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事</p> | <p>・規則に規定有</p> <p>・文言整理</p> |

| 現行 | 改正案 | 備 考 |
|---|---|---|
| <p>業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を推進</p> <p>イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を推進</p> <p>ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を推進</p> <p>エ その他、特定健康診査及び特定保健指導の実施向上に向けた取組の推進等</p> <p>(5) その他、地域・職域連携に必要な事業の推進</p> <p>4 <u>関係機関</u></p> <p>(1) 保健医療関係機関 札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会、北海道栄養士会札幌石狩支部</p> <p>(2) 保険関係機関 北海道国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会北海道連合会</p> <p>(3) 職域保健関係機関 北海道労働保健管理協会、札幌青年会議所、連合北海道札幌地区連合会、札幌商工会議所、札幌地域産業保健センター</p> <p>(4) 市民関係団体 札幌市食生活改善推進員協議会</p> <p>5 <u>事務局</u> <u>事務局は札幌市保健福祉局保健所健康企画課に置く。</u></p> | <p>業所等に対する、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を推進<u>する。</u></p> <p>イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を推進<u>する。</u></p> <p>ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を推進<u>する。</u></p> <p>エ その他、特定健康診査及び特定保健指導の実施向上に向けた取組の推進等<u>を行う。</u></p> <p>(5) その他、地域・職域連携に必要な事業の推進</p> <p>4 <u>委員等</u> <u>札幌部会の委員は、原則として、次の各号に掲げる関係機関に属する者のうちから指名する。</u></p> <p>(1) 保健医療関係機関 札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会、北海道栄養士会札幌石狩支部</p> <p>(2) 保険関係機関 北海道国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会北海道連合会</p> <p>(3) 職域保健関係機関 北海道労働保健管理協会、札幌青年会議所、連合北海道札幌地区連合会、札幌商工会議所、札幌地域産業保健センター</p> <p>(4) 市民関係団体 札幌市食生活改善推進員協議会</p> | <p>・札幌部会の委員について示していることを明確にする</p> <p>・要綱に規定有</p> |